

**デジタル・分散型金融への対応のあり方等
に関する研究会 第6回
討議頂きたい事項についての意見**

一般社団法人Fintech協会
Fintech Association of Japan

2022年6月20日
(発表者：常務理事 落合孝文)

「送金決済手段に求められる規律」に関する意見

- **海外発行の電子決済手段の日本国内における取扱いについて**
- 海外でライセンスを取得して発行した電子決済手段は、できる限り日本でも特殊な仕様変更なしに流通できる道を確認する観点で検討されたい
 - ✓ 権利移転に係る明確なルールは、日本の民法や産業競争力強化法における要件充足を前提とすると海外発行の電子決済手段は日本について別段の対応が必要となりうる
 - ✓ 預金のみならず、資金移動業者が発行する電子マネーも、日本の実務上、記録された残高の消滅と発生により移転が行われ、特段の対抗要件の具備を必要としないものと整理されている
- ユースケースは暗号資産取引だけでなく、NFTの決済、Web3に関係するスタートアップやプロジェクトの投資資金としてステーブルコインが用いられることがある
- 外国の発行者が日本に拠点までは置かない場合でも、日本での適切なライセンスを保有する取引業者が買取・保全の対応を行うときには、**追加での拠点設置は求めず、発行者の協力のもと取引業者が販売できる整理であれば、利用者保護と外国での発行者の負担のバランスを取った合理的なものとする。**
 - ✓ 発行者が海外で銀行・信託会社等としてライセンスを保有し、適格な取引業者と連携して適切に利用者保護を図れる場合等は、**過度な移転上限を設定しないよう整理頂きたい**
- AML/CFTについては、**暗号資産における整理を参照すべき**である
- (定義には争いがあると思われるが) **パーミッションレス**と称されるステーブルコインや、**PtoPでの取引を一律に禁止されない**ように考慮頂きたい

➤ **ステーブルコインに限らないデジタルマネー一般について の意見**

- **移転上限や滞留規制**が設けられていることを踏まえると、海外発行の場合に限らず、**国内発行の場合も含めて、資金移動業**で幅広いユースケースに応じた**ステーブルコインの発行は容易ではないと想定**
- 資金移動業のあり方について、ステーブルコインに限らず、デジタルマネー一般についての整理の必要性が示唆されたと受け止めている
- **ステーブルコイン特有の法制の問題だけで解決できない部分**もあるため、ステーブルコインに関する改正法に係る政府令の議論に終止せず、**全般的な課題についても、議論を避けずに整理が進められることは適切**であると考えている

Thank you